

令和元年第2回江差町議会定例会資料

資料1：江差町税条例等の一部改正の概要等【承認第1号関係】	…P 1
資料2：江差町国民健康保険税条例の一部改正の概要等【承認第2号関係】	…P 4 1
資料3：漂着木造船緊急対策事業の概要【承認第4号関係】	…P 4 4
資料4：江差町総合計画策定条例の概要【議案第1号関係】	…P 4 5
資料5：江差町森林環境譲与税基金条例の概要【議案第2号関係】	…P 4 6
資料6：投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給に関する条例 新旧対照表【議案第3号関係】	…P 4 7
資料7：江差町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表【議案第4号関係】	…P 4 8
資料8：江差町介護保険条例等の一部改正の概要【議案第5号関係】	…P 5 0
資料9：江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例新旧対照表【議案第6号関係】	…P 5 3
資料10：江差町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める 条例新旧対照表【議案第7号関係】	…P 5 4
資料11：プレミアム付き商品券事業（事務費）の概要【議案第8号関係】	…P 5 7
資料12：予防接種法に基づく風しん追加的対策事業の概要【議案第8号関係】	…P 5 8
資料13：生涯学習バス更新事業の概要（江差町教育委員会）【議案第8号関係】	…P 5 9
資料14：北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表【議案第10号関係】	…P 6 0
資料15：北海道市町村職員退職手当組合格約新旧対照表【議案第11号関係】	…P 6 1
資料16：北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約規約新旧対照表 【議案第12号関係】	…P 6 2

江差町税条例等の一部改正の概要

改正条項等	改正の概要	施行日
○ 第24条① (個人の町民税の非課税の範囲)	1 法律改正にあわせて改正 単身児童扶養者の町民税非課税措置の対象への追加	平成33年1月1日
○ 第34条の7 (寄付金税額控除)	2 法律改正にあわせて改正 特例控除額の措置対象を特例控除対象寄付金とする ※特例控除対象寄付金＝ふるさと納税基準に適合する地方自治体への寄付金 (返礼割合3割以下で地場産品)	平成31年6月1日
○ 第36条の2 (町民税の申告)	3 法律改正にあわせて改正 申告書記載事項の簡素化 ※年末調整の適用を受けた居住者が年末調整と確定申告の適用される所得控除が同額の場合、住民税申告においても同様に合計額のみの記載によることのできる	平成32年1月1日
○ 第36条の3の2① (個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)	4 法律改正にあわせて改正 単身児童扶養者の扶養親族申告書(給与)記載事項への追加	平成32年1月1日
○ 第36条の3の3 (個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)	4 法律改正にあわせて改正 単身児童扶養者の扶養親族申告書(年金)記載事項への追加	平成32年1月1日
○ 第36条の4① (町民税に係る不申告に係る過料)	5 法律改正にあわせて改正 第36条の2の改正に伴う規定の整備(項ズレによる改正)	平成32年1月1日
○ 附則第7条の3の2	6 法律改正にあわせて改正 住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間の拡充 ※平成43年度まで ⇒ 平成45年度まで (2年間の拡充) 住宅借入金特別税額控除に係る申告要件の廃止	平成31年4月1日
○ 附則第7条の4 (寄付金税額控除における特例控除額の特例)	7 法律改正にあわせて改正 法第314条の7の改正に伴う規定の整備	平成31年6月1日
○ 附則第9条 (個人の町民税に係る寄付金控除額に係る申告の特例等)	8 法律改正にあわせて改正 申告特例の対象を特例控除対象寄付金とする等の規定の整備	平成31年6月1日

江 差 町 税 条 例 等 の 一 部 改 正 の 概 要

改正条項等	改正の概要	施行日
○ 附則第9条の2	9 法律改正にあわせて改正 特例控除対象寄付金を支出し、申告特例通知書が送付されたときに、申告特例控除額の適用があるものとする	平成31年6月1日
○ 附則第10条の2 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	10 法律改正にあわせて改正 法律改正により関連条項の項ズレによる改正	平成31年4月1日
○ 附則第10条の3⑥ (新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告)	11 規定の新設にあわせて新設 ※河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋の移転補償を受け、新たな家屋を取得した場合の固定資産税の減額	平成31年4月1日
○ 附則第10条の3⑦～⑩	12 政令改正等にあわせて改正 政令改正により関連条項の項ズレによる改正	平成31年4月1日
○ 附則第10条の4 (平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)	13 規定の新設にあわせて新設 平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定	平成31年4月1日
○ 附則第16条 (軽自動車税(の種別割)の税率の特例)	14 法律改正にあわせて改正 軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するもの。 ※第1条改正では、重課を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削除 ※第2条改正では、重課の規定を整備し、平成32年度分及び平成33年度分の軽課を新設 ※第3条改正では、平成34年度分及び平成35年度分の軽課対象を電気自動車等に限った上で新設 《 施行日 》 ※第1条改正 平成31年4月1日 ※第2条改正 平成31年10月1日 ※第3条改正 平成33年4月1日	※第1条改正 平成31年4月1日 (その他施行日は改正概要に記載)
○ 附則第16条の2 (軽自動車税(の種別割)の賦課徴収の特例)	15 法律改正にあわせて改正 軽自動車税の賦課徴収の特例について附則第16条の改正に伴い3段階で改正するもの ※第1条改正及び第3条改正は規定の整備。第2条改正は新設 《 施行日 》 ※第1条改正 平成31年4月1日 ※第2条改正 平成31年10月1日 ※第3条改正 平成33年4月1日	※第1条改正 平成31年4月1日 (その他施行日は改正概要に記載)

江 差 町 税 条 例 等 の 一 部 改 正 の 概 要

改 正 条 項 等	改 正 の 概 要	施 行 日
○ 附則第15条の2 (軽自動車税の環境性能割の 非課税)	16 法律改正にあわせて新設 非課税とする臨時的軽減の規定を新設 ※平成31年10月1日～平成32年9月30日(特定期間)に取得した場合に限り適用税率1%の 軽自動車の環境性能割を非課税とする(1%⇒非課税)	平成31年10月1日
○ 附則第15条の2 (軽自動車税の環境性能割の 賦課徴収の特例)	17 法律改正にあわせて改正 附則第15条の2を新設したことによる条ズレ ※環境性能割の賦課徴収の特例を新設	平成31年10月1日
○ 附則第15条の6 (軽自動車税の環境性能割の 税率の特例)	18 法律改正にあわせて改正 税率を1%減とする臨時的軽減の規定を新設 ※特定期間に取得した場合に限り適用税率2%の軽自動車の環境性能割を1%とする	平成31年10月1日
○ 附則第22条 (東日本大震災に係る固定資 産税の特例の適用を受けよう とする者がすべき申告等)	19 規定の整備	平成31年4月1日
○ 別表 (第34条の7第1項第1号関係)	20 控除対象寄付金の対象の追加による改正 第34条の7第1項第1号による寄付金税額控除の対象となる社会福祉法人に新たに「社会福祉法人 雄心会」を追加	平成31年4月1日
○ 平成29年改正条例 第1条の2	21 規定の整備 附則第16条の改正にあわせた規定の整備	※第4条改正 平成31年4月1日
○ 平成30年改正条例 第1条	22 法律改正にあわせて改正 ※大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出方法の 柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが 困難であると認められる場合の有効措置について規定(第48条に新たに項追加【13～16項】) ※その他所要の規定の整備	※第5条改正 平成31年4月1日
○ 平成30年改正条例 附則第1条 (施行期日)	23 法律改正にあわせて改正 第1条の改正に伴う規定の整備	※第5条改正 平成31年4月1日
○ 平成30年改正条例 附則第2条 (町民税に関する経過措置)	24 法律改正にあわせて改正 第1条の改正に伴う規定の整備	※第5条改正 平成31年4月1日

江差町税条例（昭和25年条例第19号）新旧対照表 【第1条による改正】

改正後	現行
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、<u>同項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同条第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第42条の規定の適用を受けた場合（</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、<u>法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額</u>（当該納税義務者が前年中に<u>同項第1号に掲げる寄附金</u>を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第42条の規定の適用を受けた場合（</p>

改正後	現行
<p>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、<u>前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2. <u>前項の規定の適用が</u>ある場合における第34条の8及び第34条</p>	<p>居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、<u>前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)</u>に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2. <u>前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</u></p> <p>(1) <u>前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)</u>に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。)</p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</u></p> <p>3. <u>第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条</u></p>

改正後	現行
<p>の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する</u>場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により<u>控除すべき金額の控除を受けようとする場合には</u>、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第3</p>	<p>の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p> <p>(寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する</u>場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(個人の町民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によつて<u>控除すべき金額の控除を受けようとする場合には</u>、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第3</p>

改正後	現行
<p>6条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この項及び次条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金</u>を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「<u>都道府県知事等</u>」という。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「<u>申告特例通知書</u>」という。)を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「<u>申告特例の求め</u>」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「<u>申告特例対象年</u>」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定</p>	<p>6条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「<u>地方団体に対する寄附金</u>」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>地方団体に対する寄附金</u>を受領する<u>地方団体の長</u>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「<u>申告特例通知書</u>」という。)を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「<u>申告特例の求め</u>」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があつたときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「<u>申告特例対象年</u>」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があつた事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定</p>

改正後	現行
<p>により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>特例控除対象寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、<u>法附則第7条の2第4項</u>に規定するところにより控除すべき額を、第3条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>法附則第15条第19項</u>に規定する町の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第19項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第29項</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第30項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割</p>	<p>により住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体</u>に対する<u>寄附金</u>を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)においては、<u>法附則第7条の2第4項</u>に規定するところにより控除すべき額を、第3条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>法附則第15条第18項</u>に規定する町の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における<u>法附則第15条第18項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第28項</u>に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第29項第1号</u>に規定する市町村の条例で定める割</p>

改正後	現行
<p>合は3分の2とする。</p>	<p>合は3分の2とする。</p>
<p>8 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>8 法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>9 法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>10 法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>11 法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>11 法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>12 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>12 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>13 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>13 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>14 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>15 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>16 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>17 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規</p>	<p>17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規</p>

改正後	現行
<p>定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>18 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>18 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>
<p>19 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>19 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>20 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>20 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>21 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>21 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>22 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>23 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</p>	<p>23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。</p>
<p>24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>	<p>24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p>
<p>25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p>	<p>26 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。</p>
<p>27 (略)</p>	<p>27 (略)</p>

改正後	現行
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>7 <u>法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p>

改正後	現行
<p><u>8</u> 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第3項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>9</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に</p>	<p><u>7</u> 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第1項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>8</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならぬ。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に</p>

改正後	現行
<p>規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>12</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>	<p>規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>11</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p>

改正後	現行
<p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>13</u> (略)</p> <p><u>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</u></p> <p><u>第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受けようとする者は、<u>当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p><u>(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</u></p> <p><u>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項(同</u></p>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>12</u> (略)</p>

改正後	現行
<p> <u>条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</u> </p> <p> <u>(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> </p> <p> <u>2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</u> </p> <p> <u>3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出しなくてはならない。</u> </p> <p> <u>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u> </p> <p> <u>(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u> </p> <p> <u>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u> </p> <p> <u>(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定</u> </p>	

改正後	現行
<p>被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合</p> <p>(5) <u>法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</u></p> <p>4 <u>法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</u></p> <p>（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第16条 <u>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分</u></p> <p>_____の軽自動車税に係る第8</p> <p>2条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（軽自動車税の税率の特例）</p> <p>第16条 <u>法附則第30条第1項</u></p> <p>_____に</p> <p>規定する3輪以上の軽自動車に対する<u>当該軽自動車</u>が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

改正後	現行																					
<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2. 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="667 230 911 1108"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table> <p>3. 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1252 230 1345 1108"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円
第2号ア	3,900円	1,000円																				
	6,900円	1,800円																				
	10,800円	2,700円																				
	3,800円	1,000円																				
	5,000円	1,300円																				
第2号ア	3,900円	2,000円																				
	6,900円	3,500円																				

改正後	現行																								
<p>2. <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車</u>に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車 が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次の</u></p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="331 824 379 1111"></td> <td data-bbox="331 539 379 824">10,800円</td> <td data-bbox="331 241 379 539">5,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 824 427 1111"></td> <td data-bbox="379 539 427 824">3,800円</td> <td data-bbox="379 241 427 539">1,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 824 475 1111"></td> <td data-bbox="427 539 475 824">5,000円</td> <td data-bbox="427 241 475 539">2,500円</td> </tr> </table> <p>4. <u>法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車</u>（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車 が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする</u></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="815 824 863 1111"><u>第2号ア</u></td> <td data-bbox="815 539 863 824">3,900円</td> <td data-bbox="815 241 863 539">3,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 824 911 1111"></td> <td data-bbox="863 539 911 824">6,900円</td> <td data-bbox="863 241 911 539">5,200円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="911 824 959 1111"></td> <td data-bbox="911 539 959 824">10,800円</td> <td data-bbox="911 241 959 539">8,100円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="959 824 1007 1111"></td> <td data-bbox="959 539 1007 824">3,800円</td> <td data-bbox="959 241 1007 539">2,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 824 1054 1111"></td> <td data-bbox="1007 539 1054 824">5,000円</td> <td data-bbox="1007 241 1054 539">3,800円</td> </tr> </table> <p>5. <u>法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車</u>に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車 が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車 が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第2項</u></p>		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	<u>第2号ア</u>	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円
	10,800円	5,400円																							
	3,800円	1,900円																							
	5,000円	2,500円																							
<u>第2号ア</u>	3,900円	3,000円																							
	6,900円	5,200円																							
	10,800円	8,100円																							
	3,800円	2,900円																							
	5,000円	3,800円																							

改正後	現行															
<p>表____の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="427 1142 667 2004"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	<p>の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
第2号ア	3,900円	1,000円														
	6,900円	1,800円														
	10,800円	2,700円														
	3,800円	1,000円														
	5,000円	1,300円														
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表____の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1106 1142 1345 2004"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	<p>6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車____に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
第2号ア	3,900円	2,000円														
	6,900円	3,500円														
	10,800円	5,400円														
	3,800円	1,900円														
	5,000円	2,500円														

改正後	現行															
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車税が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="758 1142 997 2004"> <tr> <td>第2号ア</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等を含む。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 （略）</p>	第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円	<p>7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車税が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車税が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定と同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等を含む。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 （略）</p>
第2号ア	3,900円	3,000円														
	6,900円	5,200円														
	10,800円	8,100円														
	3,800円	2,900円														
	5,000円	3,800円														

改正後	現行
<p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次<u>に</u>掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(5) (略)</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に」対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p>	<p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名) (2)～(5) (略)</p> <p>4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等(以下この項において「仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に」対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p>

改 正 後		現 行	
別表（第34条の7第1項第1号関係）		別表（第34条の7第1項第1号関係）	
寄付金の区分	控除対象寄付金	寄付金の区分	控除対象寄付金
第34条の7第1項第1号に掲げる寄付金	社会福祉法人 江差福祉会 社会福祉法人 恵愛会 社会福祉法人 ひのき会 社会福祉法人 江差町社会福祉協議会 社会福祉法人 雄心会	第34条の7第1項第1号に掲げる寄付金	社会福祉法人 江差福祉会 社会福祉法人 恵愛会 社会福祉法人 ひのき会 社会福祉法人 江差町社会福祉協議会

江差町税条例新旧対照表【第2条による改正】

改正後	現行
<p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6</u> 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で町内に住所を有するものが、<u>第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p><u>9</u> (略)</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に<u>経由すべき同項に規定する給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない</p>	<p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>(個人の町民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に<u>経由すべき同項の</u>給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない</p>

改正後	現行
<p>らない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に<u>公的年金等</u>の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、そ</u></p>	<p>らない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の町民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第36条の3の3 <u>所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u></p> <p>_____ (以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の</u></p> <p>公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に<u>同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)及び(2) (略)</p>

改正後	現行
<p><u>の旨</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2 前項又は法第317条の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供するこ とができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(町民税に係る不申告に関する過料)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>2 前項又は法第317条の3第3項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供するこ とができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(町民税に係る不申告に関する過料)</p>

改正後	現行
<p>第36条の4 町民税の納税義務者が第36条の2第1項、<u>第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第8項若しくは第9項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には</u>、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>附 則 (特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、<u>当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2の2 (略)</p> <p>2 <u>道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車</u>が法第446条第1項(同</p>	<p>第36条の4 町民税の納税義務者が第36条の2第1項、<u>第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>附 則 (特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 (略)</p>

改正後	現行
<p>条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするとき、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境</p>	

改正後	現行
<p>性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第81条の4 (第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の6 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(略)</p>

改正後	現行															
<p>を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車^が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="566 1624 662 2020">第2号ア(2)</td> <td data-bbox="566 1377 662 1624">3,900円</td> <td data-bbox="566 1120 662 1377">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="662 1624 758 2020">第2号ア(3)(i)</td> <td data-bbox="662 1377 758 1624">6,900円</td> <td data-bbox="662 1120 758 1377">1,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1624 805 2020">第2号ア(3)(ii)</td> <td data-bbox="758 1377 805 1624">10,800円</td> <td data-bbox="758 1120 805 1377">2,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 1377 805 1624"></td> <td data-bbox="758 1120 805 1377">3,800円</td> <td data-bbox="758 929 805 1120">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="758 795 805 929"></td> <td data-bbox="758 660 805 795">5,000円</td> <td data-bbox="758 526 805 660">1,300円</td> </tr> </table>	第2号ア(2)	3,900円	1,000円	第2号ア(3)(i)	6,900円	1,800円	第2号ア(3)(ii)	10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	
第2号ア(2)	3,900円	1,000円														
第2号ア(3)(i)	6,900円	1,800円														
第2号ア(3)(ii)	10,800円	2,700円														
	3,800円	1,000円														
	5,000円	1,300円														
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車^が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車^が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1340 1624 1428 2020">第2号ア(2)</td> <td data-bbox="1340 1377 1428 1624">3,900円</td> <td data-bbox="1340 1120 1428 1377">2,000円</td> </tr> </table>	第2号ア(2)	3,900円	2,000円													
第2号ア(2)	3,900円	2,000円														

改正後		現行															
第2号ア(3)(i)	<table border="1"> <tr><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>10,800円</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </table>	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円								
6,900円	3,500円																
10,800円	5,400円																
3,800円	1,900円																
5,000円	2,500円																
第2号ア(3)(ii)																	
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>第2号ア(2)</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア(3)(i)</td> <td>6,900円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10,800円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア(3)(ii)</td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </table> <p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受</p>			第2号ア(2)	3,900円	3,000円	第2号ア(3)(i)	6,900円	5,200円		10,800円	8,100円	第2号ア(3)(ii)	3,800円	2,900円		5,000円	3,800円
第2号ア(2)	3,900円	3,000円															
第2号ア(3)(i)	6,900円	5,200円															
	10,800円	8,100円															
第2号ア(3)(ii)	3,800円	2,900円															
	5,000円	3,800円															
		第16条の2 削除															

改正後	現行
<p>ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、<u>国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p>2 <u>町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。</u></p> <p>3 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p>	

江差町税条例新旧対照表 【第3条による改正】

改正後	現行
<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>単身児童扶養者</u>（これらの者の<u>前年</u>の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第一項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(個人の町民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は<u>寡夫</u>（これらの者の<u>前年</u>の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5. <u>法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合は平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p>

江差町税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第3号）新旧対照表 【第4条による改正】

改正後	現行
<p>第1条の2 江差町税条例（昭和25年条例第21号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p> <p>（中略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p>第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>。</p> <p>（略）</p> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初</p>	<p>第1条の2 江差町税条例（昭和25年条例第21号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。</p> <p>（中略）</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）</p> <p>第15条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>。</p> <p>（略）</p> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、<u>同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</u></p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、<u>同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第44条第3項に規定する</u></p>

改正後	現行
<p>の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種類割」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <p>(略)</p> <p>(後略)</p>	<p>」に改め、「軽自動車税」の次に「の種類割」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <p>(略)</p> <p>(後略)</p>

江差町税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第16号）新旧対照表 【第5条による改正】

改正後	現行
<p>第1条 江差町税条例（昭和25年条例第21号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「<u>（第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。）</u>」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>	<p>第1条 江差町税条例（昭和25年条例第21号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「<u>（第10項及び第11項中において「納税申告書」という。）</u>」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第4項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p>

改正後	現行
<p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受けるときは、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>第48条に次の8項を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法_____により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定す</p>	<p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受けるときは、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>第48条に次の3項を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項_____において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法<u>その他</u>施行規則で定める方法により町長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、_____法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定す</p>

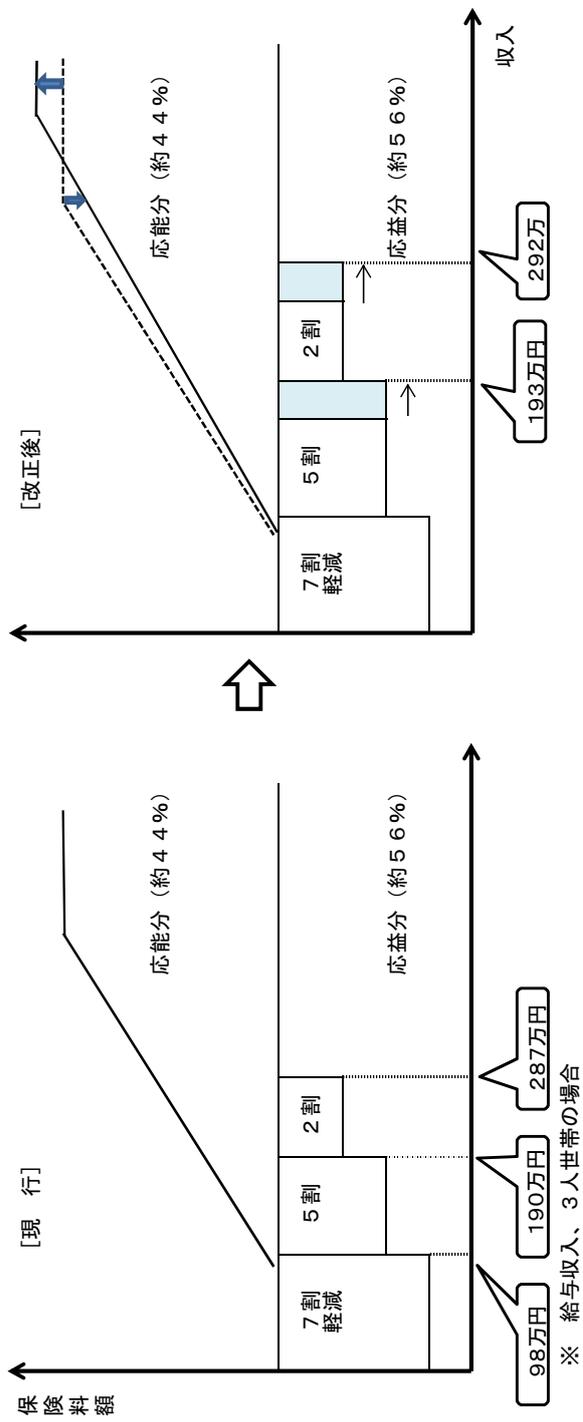
改正後	現行
<p>る町長に到達したものとみなす。</p> <p><u>1 3 第1 0 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3 項の規定は、適用しない。法人税法第7 5 条の4 第2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第1 0 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</u></p> <p><u>1 4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該機関の開始の日の1 5 日前までに、これを町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>1 5 第1 3 項の規定の適用を受けている内国法人は、第1 0 項の申告につき第1 3 項の規定の適用を受けることをやめようとするとき</u></p>	<p>る町長に到達したものとみなす。</p>

改正後	現行
<p><u>は、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>1.6 第1.3項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第3.2.1条の8第5.1項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第1.3項前段の期間内に行う第1.0項の申告については、第1.3項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>1.7 第1.3項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第1.5項の届出書の提出又は法人税法第7.5条の4第3項若しくは第6項（同法第8.1条の2.4の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第1.3項後段の期間内に行う第1.0項の申告については、第1.3項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</u></p> <p>(後略) 附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(後略) 附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

改正後	現行
<p>(5) 第1条中江差町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に<u>8項</u>を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第<u>17項</u>までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</p>	<p>(5) 第1条中江差町税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に<u>3項</u>を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第<u>12項</u>までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</p>

江差町国民健康保険税条例の一部改正の概要

改正条項	改正概要
<p>○ 第2条 (課税額)</p>	<p>1 令改正にあわせて改正 ○ 課税限度額の引上げ 基礎課税額(医療分)に係る課税限度額を政令基準にあわせて改正する。 (現行) 54万円 ⇒ (改正後) 61万円</p>
<p>○ 第23条 (保険税の軽減)</p>	<p>2 令改正にあわせて改正 ○ 低所得者の保険税に対する財政支援の強化(応益割保険税の軽減対象世帯の拡大)</p> <p>① 2割軽減の拡大・・・軽減対象となる基準額を引き上げる。(収入ベースで1人あたり1万円増額) (現行) 基準額 33万円+5.0万円×被保険者数 (給与収入 約287万円 3人世帯) (改正後) 基準額 33万円+5.1万円×被保険者数 (給与収入 約292万円 3人世帯)</p> <p>② 5割軽減の拡大・・・軽減対象となる所得基準額を引き上げる。【収入ベースで1人あたり5千円増】 (現行) 基準額 33万円+2.7万5千円×被保険者数 【給与収入 約190万円、3人世帯】 (改正後) 基準額 33万円+2.8万円 ×被保険者数 【給与収入 約193万円、3人世帯】</p>



江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>610,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>610,000円</u>とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>610,000円</u>を超える場合には<u>610,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>190,000円</u>を超える場合には<u>190,000円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>160,000円</u>を超える場合には、<u>160,000円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>330,000円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、<u>280,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>540,000円</u>を超える場合には、基礎課税額は<u>540,000円</u>とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>540,000円</u>を超える場合には<u>540,000円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>190,000円</u>を超える場合には<u>190,000円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>160,000円</u>を超える場合には、<u>160,000円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>330,000円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき、<u>275,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る</p>

江差町国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>510,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ（略）</p>	<p>納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ（略）</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>500,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ（略）</p>

○漂着木造船緊急対策事業の概要

〈所管課：産業振興課〉

事業費：1,015千円

事業主体：江差町

事業の必要性

令和元年5月10日に町内五厘沢海岸に朝鮮半島からのものと思料される木造船が漂着したが、船体の一部が五厘沢沖に設置されている定置網の一部に絡まってしまい、そのまま放置すると網が切断される等の被害が発生する可能性が極めて高かったことから、漂着船を引き上げる等の対策を緊急に行った。

事業の概要

- 内 容 木造船の引き上げ・積込・運搬作業（委託）、廃棄物処理（手数料）
重機（バックホウ）で漂着木造船を陸側に移動、廃棄物処理場に運搬し、処理を行う。
- | | | |
|---------|--------------|---------|
| ・廃棄物手数料 | 処理費、油種検査等 | 982千円 |
| ・作業委託料 | 引き上げ・積込・運搬作業 | 33千円 |
| 合計 | | 1,015千円 |
- 実施期間 令和元年5月10日～

事業実施状況

〈漂着状況（ロープは定置網の一部）〉



〈引き上げ作業〉



〈引き上げ・船内確認状況〉



〈引き上げ終了〉



「江差町総合計画策定条例」説明資料

＜まちづくり推進課＞

■ はじめに（条例制定の考え方）

地方自治法の改正により、議会の議決を経て、基本構想を定める義務付けが廃止。（平成23年法律第35号）

人口減少問題等、地域課題が山積するなか、まちづくりの指針となる総合計画の策定は必須と判断。

二元代表制の意義を踏まえ、町民総意の計画と位置づけるため、議会の議決は必要不可欠。

■ 「目的（第1条）」
この条例制定の目的を定めるものであり、条例全体の解釈指針となるものである。

■ 「定義（第2条）」
この条例に用いられる用語の意義を定めるものである。
また、総合計画は、将来のまちづくりの最上位計画との位置づけのもと、基本構想、基本計画、実施計画から構成されることを定めるものである。

■ 「総合計画の策定（第3条）」
⇒町の責務として、総合計画の策定を義務付けるものである。
■ 「審議会への諮問（第4条）」
⇒基本構想及び基本計画の策定（変更）する際の審議会への諮問について明記。
■ 「議会の議決（第5条）」
⇒基本構想の策定（変更）は、議会の議決を経ることを明記。

■ 「総合計画との整合性の確保（第6条）」
⇒個別の行政分野における計画と総合計画との整合性について定めるものである。
＜分野別計画（例）＞
都市計画マスタープラン・立地適正化計画・地域福祉計画・子ども子育て支援計画等
■ 「総合計画の公表（第7条）」
⇒協働・共創の観点から積極的な情報公開を図るものである。

次期総合計画基本構想イメージ（案） （計画期間：2020～2029）

基本情報

第1章 まちづくりの目指す

第2章 推進計画との関係

1. 総合戦略・都市計画マスタープラン等
総合戦略は、人口減少・高齢化・環境問題等を踏まえ、まちづくりの方向性を示す。都市計画マスタープランは、まちづくりの具体的な計画を示す。本条例は、総合戦略・都市計画マスタープランに基づき、総合計画の策定を定めることとする。

2. 個別計画
本条例の制定により、まちづくりの方向性を示す。個別計画は、まちづくりの具体的な計画を示す。本条例は、個別計画の策定を定めることとする。

第3章 SDGsとの関係

SDGsは、2016年国連サミットで採択された持続可能な開発目標である。本町は、2017年10月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進計画」を策定し、SDGsの推進に取り組んでいる。本条例は、SDGsの推進を促進し、持続可能なまちづくりを実現することを目指す。



第4章 施策の大綱

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の概要

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

◎森林環境税の創設 [令和6年度から課税] [令和6年1月1日施行予定]

納税義務者等：個人住民税均等割課税者

税 率：1,000円（年額）

賦課徴収：市町村（個人住民税と併せて実施）

国への払込み：都道府県を経由して税収の全額を交付税及び譲与税特別会計に直接払込み

◎森林環境譲与税の創設 [令和元年度から譲与] [平成31年4月1日施行]

譲与総額：森林環境税の収入額（全額）に相当する額（注1）

譲与団体：市町村及び都道府県

使 途：（市町村）森林整備、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の促進に要する費用

（都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に要する費用

譲与基準：（市町村）総額の9割に相当する額を私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分

※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正

（都道府県）総額の1割（注2）に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使 途 の 公 表：インターネットの利用等の方法により公表

（注1）令和5年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。

（注2）制度創設当初は、都道府県への譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。

投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係） 報酬額		別表（第2条関係） 報酬額	
選挙長	1日につき10,800円	投票管理者	12,300円
投票所の投票管理者	1日につき12,800円	開票管理者	10,400円
共通投票所の投票管理者	1日につき12,800円	選挙長	10,400円
期日前投票所の投票管理者	1日につき11,300円	選挙立会人	8,600円
開票管理者	1日につき10,800円	投票立会人	10,500円
投票所の投票立会人	1日につき10,900円	開票立会人	8,600円
共通投票所の投票立会人	1日につき10,900円		
期日前投票所の投票立会人	1日につき9,600円		
開票立会人	1日につき8,900円		
選挙立会人	1日につき8,900円		

江 差 町 税 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 一 部 改 正 の 概 要

改 正 条 項 等	改 正 の 概 要	施 行 日
○ 平成29年改正条例 第1条の2	<p>1 規定の整備及び新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 附則第15条の3（軽自動車税の環境性能割の減免の特例） 軽自動車税の環境性能割の減免を当面の間北海道が実施するにあたり、北海道における自動車税の減免規定の例により行う旨を明確化し規定する。 ※現行規定においては減免対象とすることができるが、各市町村の条例に基づき申請様式等を道の様式により一元化して実施できるように規定整備 ● 附則第15条の3の2（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例） ※新設 軽自動車税の環境性能割の徴収を当面の間北海道が行うにあたり、市町村条例に基づき非課税及び課税免除の対象及び手続を北海道の自動車税の課税免除の規定により実施する旨の規定の整備 	令和元年10月1日

江差町税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第3号）新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条の2 江差町税条例の一部を次のように改正する。 (中略) 附則第15条の次に次の6条を加える。 (中略) (軽自動車税の環境性能割の減免の特例) 第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、<u>北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> <u>(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)</u> 第15条の3の2 当分の間、軽自動車税の環境性能割において、<u>地方税法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第81条の2規定にかかわらず、北海道が同法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車とする。</u> 2 前項の規定に該当する三輪以上の軽自動車に対して、<u>同法第445条第2項の規定を受けるための手続その他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。</u> (後略)</p>	<p>第1条の2 江差町税条例の一部を次のように改正する。 (中略) 附則第15条の次に次の5条を加える。 (中略) (軽自動車税の環境性能割の減免の特例) 第15条の3 町長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、<u>軽自動車税の環境性能割を減免する。</u> (新設) (後略)</p>

江差町介護保険条例等の一部を改正する条例

【改正の概要】

本年 10 月に予定されている消費税率引き上げに伴い、増収分を財源として介護保険料の軽減強化が行われることとなった。これにより介護保険法施行令および介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改正が本年 4 月 1 日から施行され、所得の低い第 1 号被保険者の介護保険料の減額幅が段階的に引き上げられることとなったため、江差町介護保険条例においても改正を行う。

【改正の内容】

①軽減対象

所得区分の第 1 段階から第 3 段階が対象となる。

区分	所得状況	対象者数
第 1 段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者及び世帯全員が町民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下	765 人
第 2 段階	世帯全員が町民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下	362 人
第 3 段階	世帯全員が町民税非課税で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 120 万円超	239 人

②軽減割合と保険料額

区 分		条例で定める 保険料	平成 3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度
第 1 段階	軽減割合	0.5	0.45	0.375	0.3
	保険料	37,500 円	33,700 円	28,100 円	22,500 円
第 2 段階	軽減割合	0.75	0.75	0.625	0.5
	保険料	56,200 円	56,200 円	46,800 円	37,500 円
第 3 段階	軽減割合	0.75	0.75	0.725	0.7
	保険料	56,200 円	56,200 円	54,300 円	52,500 円

○介護保険料基準額：75,000 円。 ※計算例：75,000 円×0.375≒28,100 円

○軽減割合は国が示す標準割合による。

【施行年月日】

公布の日（平成 31 年 4 月 1 日適用）

【その他】

軽減強化にともない 1 号被保険者の保険料収入が約 11,000 千円減となるが、低所得者保険料軽減負担金及び町負担による繰入金（国費 50%、道費 25%、市町村 25%）により補填されることとなる。

江差町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 (経過措置)</p> <p>2 平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>	

江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 <u>都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長</u>が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和元年7月1日から施行する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 <u>都道府県知事</u>が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことと<u>することができる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 町長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、<u>同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならぬ。</u></p> <p><u>(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)</u></p> <p><u>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこと<u>_____</u>ができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、<u>利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に</u>応じることができる者として町が適当と認めるもの (家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所 (第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る) <u>_____。)</u> において家庭的保育事業を行う場合に限る。) (連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者</u>のうち、<u>法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者</u>であって、<u>町長が適当と認めるもの (附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)</u> については、<u>第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、<u>乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に</u>応じることができる者として町が適当と認めるもの (家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所 (第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。<u>附則第2条第2項において同じ。</u>) において家庭的保育事業を行う場合に限る。) (連携施設に関する特例)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>(新設)</p>

附 則

附 則

プレミアム付商品券事業（事務費）の概要

《補正予算額 5, 109千円》

職員手当 225 千円、共済費 44 千円、賃金 297 千円、需用費 305 千円、
役務費 246 千円、委託費 3,892 千円、備品購入費 100 千円

財源：全額国庫補助金

1. 事業目的

消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とします。

2. 購入対象者

(1) 平成31年度(2019年度)住民税非課税者(課税基準日2019年1月1日)

※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除きます。

(2) 3歳未満の子が属する世帯の世帯主(基準日6月1日時点の住所地)

(平成28年4月2日～令和元年9月30日までの間に生まれた子のいる世帯の世帯主)

3. 制度概要

(1) 利用可能額

① 上記2(1)の該当者 利用可能額2.5万円(購入額2万円)

② 上記2(2)の該当者 利用可能額2.5万円(購入額2万円)×3歳未満の子の数

※販売単位は5千円(購入額4千円)とし、①の該当者は、5回まで ②の該当者は、5回に子ども数を乗じた数

(2) 割引率 20%

(3) 使用期間 令和元年10月1日～令和2年2月29日

(4) 販売期間 令和元年10月1日～令和2年2月7日

(5) 取扱事業者 江差町内で営業する店舗から公募

(6) 販売等委託先 江差商工会(予定)

4. 事業スケジュール

日 程	主 な 内 容
6月	・住民税非課税者に購入希望申請を促すための広報活動準備・実施 (PRチラシ及び商品券申請書発送) ・3歳未満子育て世帯主の抽出
7月～8月	・住民税非課税者への広報活動実施、 購入希望申請受付⇒届き次第、順次審査 ・購入引換券の作成、送付準備 ・店舗公募
9月～	・購入引換券発送開始
10月	・購入引換券を提示し商品券販売
10月～3月	・商品券の利用、換金処理

事業執行関係 Q&A

購入引換券及び商品券を紛失した場合は？

答 原則として、購入引換券及び商品券の再発行はできません。(※ただし、紛失が災害等の不可抗力による場合はこの限りではない。)

また、未使用の商品券の返金は行いません。

予防接種法に基づく風しん追加的対策事業概要

事業費合計	2,125 千円
国庫支出金	827 千円
一般財源	1,298 千円

【事業名】 風しん追加的対策事業

【内 容】 予防接種法施行令の一部を改正する政令が平成 31 年2月1日公布され、これまで風しんに係る公的な予防接種の機会がなかった「昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性」に対し、風しん第 5 期定期予防接種の対象者として追加された。

風しんの発生及び蔓延防止を図る目的で、抗体検査実施後、十分な量の風しん抗体がないと判断された者に対し予防接種を実施する。

【開始時期】 令和元年8月1日予定（政令施行日：平成31年2月1日）

【実施方法】 ①住所地の自治体からクーポン券を発行及び送付。
 ②対象者はいずれかにおいて公費で抗体検査を受検。
 1) 医療機関 2) 健診機関（特定健診の機会、または事業所健診の機会）
 ③対象者は風しんの抗体検査結果を受け取り、十分な抗体価がない場合、各医療機関にて公費で風しんの定期予防接種を個別に実施。
 MR ワクチン 1 バイアルを皮下に注射。

	取り組み
対象者	昭和 37 年 4 月 2 日生まれ～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性 ①3 か年計画で令和 4 年 3 月 31 日までの間、段階的に実施。 ②1 年目（～令和 2 年 3 月）は、昭和 47 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれに対し、町からクーポン券を送付する。 ※追加的対策の対象で特に若い世代ほど風しん患者数が多く、特に昭和 47 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性患者数が対象世代の半数以上を占めている。 ③1 年目に送付しない、昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 47 年 4 月 1 日生まれの男性についても、希望者には町からクーポン券を発行し、抗体検査を受検できる。 ※2 年度目以降の対象者については詳細未定。

【接種計画】

	対象人数	抗体検査接種見込み数	予防接種見込み数
①昭和 47 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日生まれ	436 人	270 人	50 人
②昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 47 年 4 月 1 日生まれ	506 人		
合計①+②	942 人		

江差町教育委員会 生涯学習バス更新事業 説明資料

担 当 課 係 名	江差町教育委員会社会教育課	
事 務 事 業 名	生涯学習バス更新事業	
総 事 業 費	7,017千円(11節1,008千円・18節6,009千円)	
車 両 規 格	車 種	ディーゼル車
	経 過 年 数	20年程度
	走 行 距 離 数	245,000km程度
	乗 車 定 員	42名
	長 さ ・ 幅 ・ 高 さ	899cm×229cm×319cm 以内
	排 気 量	6.92L 以内



※現有の生涯学習バス

北海道市町村総合事務組合規約 新旧対照表

改正案		現行	
<p>附 則（平成31年市町村第1877号指令） （略）</p> <p><u>附 則</u> この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。</p>		<p>附 則（平成31年市町村第1877号指令） （略）</p>	
<p>別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体</p>	<p>管内 市町村・一部事務組合及び広域連合 （略） 空知総合振興局（3.2） ____、南空知葬斎組合（略） （略） 日高振興局（1.5） ____、日高中部広域連合（略） ____、北十勝2町環境衛生処理組合____ ____、南十勝複合事務組合____ （略） （略）</p>	<p>別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体</p>	<p>管内 市町村・一部事務組合及び広域連合 （略） 空知総合振興局（3.3） ____、南空知葬斎組合（略） （略） 日高振興局（1.6） ____、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連（略） ____、北十勝2町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合____ （略） （略）</p>
<p>別表第2（第3条関係）</p>	<p>共同処理する事務 共同処理する団体 1～7（略） 8（略） 9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務 10（略）</p>	<p>別表第2（第3条関係）</p>	<p>共同処理する事務 共同処理する団体 1～7（略） 8（略） 9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務 10（略）</p>

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約新旧対照表

改正案	現行
<p>(略)</p> <p>附 則(平成31年1月24日総行市第93号許可)</p> <p>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</u></p> <p>別表第1</p> <p>(略)</p> <p>大雪清掃組合</p> <hr/> <p>釧路東部消防組合</p> <p>(略)</p> <p>西空知広域水道企業団</p> <hr/> <p>北空知衛生施設組合</p> <p>(略)</p> <p>十勝圏複合事務組合</p> <hr/> <p>紋別地区消防組合</p> <p>(略)</p> <p>北空知衛生センター組合</p> <hr/> <p>南宗谷衛生施設組合</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>附 則(平成31年1月24日総行市第93号許可)</p> <p>この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。</p> <p>別表第1</p> <p>(略)</p> <p>大雪清掃組合</p> <p><u>池北三町行政事務組合</u></p> <p>釧路東部消防組合</p> <p>(略)</p> <p>西空知広域水道企業団</p> <p><u>日高地区交通災害共済組合</u></p> <p>北空知衛生施設組合</p> <p>(略)</p> <p>十勝圏複合事務組合</p> <p><u>十勝環境複合事務組合</u></p> <p>紋別地区消防組合</p> <p>(略)</p> <p>北空知衛生センター組合</p> <p><u>北空知葬斎組合</u></p> <p>南宗谷衛生施設組合</p> <p>(略)</p>

